

令和6年

熊野町農業委員会

議事録

第2回

熊野町農業委員会

令和6年第2回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和6年2月20日(火) 午前9時30分

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(9人)

委員	1番	近藤	秀樹
委員	2番	橋川	勝則
委員	3番	住川	由子
委員	4番	庄賀	深雪
委員	6番	中村	家隆
委員	7番	井尻	隆雄
委員	8番	菅尾	寛治
会長職務代理者	9番	木原	哲男
会長	10番	空田	忠

4. 欠席委員

委員	5番	福垣内	信行
----	----	-----	----

5. 農地利用最適化推進委員

委員	稲垣	寿計
----	----	----

6. 議事録署名委員(2人)

委員	6番	中村	家隆
----	----	----	----

委員	7番	井尻	隆雄
----	----	----	----

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原	幸成
------	----	----

課長補佐	諏訪本	壮太
------	-----	----

主査	内田	直人
----	----	----

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和6年第2回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。6番 中村委員、7番 井尻委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第7号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請地は、呉地地区にある農地で、役場から〇〇〇〇方面に約1kmにある畑2筆で、現状も畑として管理されています。譲渡人の〇〇〇〇氏は高齢となり今後耕作が難しくなってきたため、経営規模の拡大を検討していた〇〇〇〇氏に所有権移転をされることになりました。〇〇〇〇氏は農業の経験も農機具の保有も十分ですので問題のないものと考えております。以上のことから、許可相当であると判断しております。以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。稲垣委員、お願いします。
稲垣委員	事務局と現地に行ってきました。現地は農地としてきれいに整備をされておりまして、農機具の倉庫もありましてそこに農機具もあるようです。農業をすることにおいて問題はございません。当日も現地に行った際にきれいに耕作をされておりまして。周辺にイノシシが出るということで箱罾が設置されておりまして。スイカを植えられるということで、柵を設置されており、きれいに整備をされております。この度、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに譲渡されるということですが大きな問題はないかと思えます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第7号の「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。

議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第7号の「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第2、議案第8号の「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題としたいと思います。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号熊野農業振興地域整備計画の一部変更についてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、熊野農業振興地域整備計画でございますが、当該計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため、町が策定した計画書でございます。計画書で指定した土地については、「農用地区域」とし、本町では現在、128.5haを農用地区域として指定しているところでございます。この農用地区域に指定された土地は、原則、農業の用途以外の目的に使用することが出来ず、農地以外に転用を行いたい場合は、本件のように法律の手続きに則り、農用地区域から除外する手続きが必要となります。本町では、1月から6月、7月から12月をそれぞれ申請期間とし、年に2回、町としての審査、広島県との協議のほか、約1か月間の縦覧や異議申立期間を経て、特に問題がないと判断された場合は、農用地区域から除外することが出来るものとされております。この度は昨年の7月から12月の間に申請のあった1件についてご審議を頂くものでございます。なお、本件については、広島県に事前に内容を確認して頂いており、現時点では問題のない旨の回答を頂いております。また、本日この議案について認められた場合であっても、引き続き、県との本協議や異議申し立て期間等を設けることとなるため、本手続きをもってすなわち許可となるものではございません。農用地としての除外後は、改めて農地転用の許可申請が必要となり、委員会でご審議して頂くこととなります。</p> <p>それでは、この度の申請内容について説明をさせていただきます。場所は、〇〇〇の〇〇〇〇方面から〇〇〇〇に向かう〇〇〇〇線沿いにある呉地地区の田1筆となり、現在は休耕となっております。転用目的は、土地所有者の孫が建築する分家住宅となっております。建築に際しては、様々な場所を検討されたようですが、家族が近い場所や申請地付近は周囲が住宅団地や工場等に囲まれており隣接した農地もないことや548㎡と効率的な農業が難し</p>

	<p>い場所であることから申請地を選択され農振除外申請をされたものです。</p> <p>町としては、本申請により、本町の農用地は128.4haとなりますが、申請地は、周囲に農地がなく今後、計画的に農業振興を図る地域でもないことから、農振除外することについて問題はないと判断しているとのこと。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。稲垣委員、お願いします。</p>
稲垣委員	<p>この土地を事務局と一緒に見に行ったのですが、周辺は工場や住宅でいっぱい。入口の方も裏に住宅があるという事で道が狭く緊急車両の通行が困難なため拡幅をしたそうです。一昨年くらい前までは、田として利用していたようですが、去年は休耕ということで〇〇〇〇に面した周囲に農地もないところで、川向こうには太陽光発電設備ができていますが多少農地もあるのですが、このような町中が農業振興地域というのも違和感があると事務局とも話をしたのですが、色々と考えないといけないのだなと思いました。この度は、お孫さんが近所に住宅を建設されるという事で、場所としても住宅地に適していると思いますので、他の農業従事者にご迷惑をかけることもないと思いますので問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第8号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第8号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は変更案に対し意見なしとして回答することに決定しました。続いて、日程第3、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、1月の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。</p> <p>報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案</p>

	<p>17ページから20ページまでのとおり、出来庭地区で1件ございました。以上が専決処分した届出書等の報告です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議場	<p>無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務連絡)</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。次回の農業委員会は3月21日（木）に開催予定です。議案については3月11日（月）以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和6年第2回熊野町農業委員会を閉会します。</p>